

2019 年調査の収支項目分類について

2019 年調査で用いる収支項目分類は、大分類（費目） - 中分類 - 小分類 - 細分類（品目）の 4 階層によって体系化し、平成 31 年全国消費実態調査分科会の議論を踏まえた次に掲げる分類の統合及び分割を除き、家計調査の収支項目分類（2020 年 1 月改定予定、資料 1 参照）と同一の構成とする。

なお、集計における収支項目分類の適用については、従来、支出目的によらない「品目分類」と支出目的による「用途分類」の 2 種類に分けて用いていたが、品目分類を基本とした一の収支項目分類によるものとする。この場合、収支項目分類の表章において用途分類による交際費を別掲し、用途分類による値を大分類（費目）で再現できる表章とする。

また、支出については、財（耐久財、半耐久財及び非耐久財）並びにサービスを分類する「財・サービス区分」、国連の COICOP（目的別家計消費分類）に組み替えた COICOP 分類を併せて表章する。

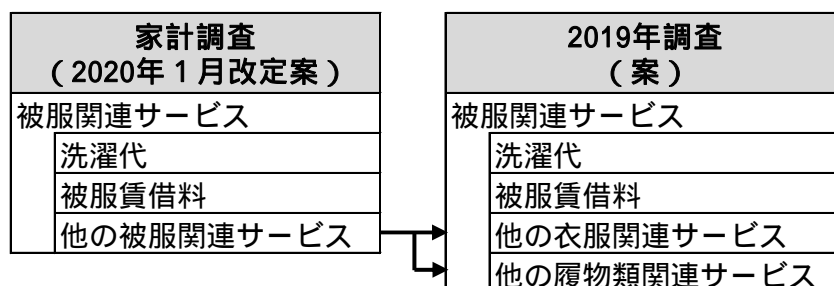
具体的な収支項目分類の構成は、別紙 3 の「収支項目分類」を参照。

1. 食料

小分類以下を統合し、中分類までの構成とする。

2. 被服及び履物

被服関連サービスを除く財については「男子用」「婦人用」「子供用」を統合し、中分類までの構成とする。また、「被服関連サービス」については COICOP の「衣服の修理費及び賃借料」と「履物の修理費及び賃借料」への組み替えを可能とするため、「他の被服関連サービス」を「他の衣服関連サービス」と「他の履物類関連サービス」に分割する。



3. 教育

調査事項変更(卒業者の学歴を新たに捉えることに伴う、世帯票の「国公立・私立の別」の廃止等)により、「授業料等」のうち国公立又は私立を冠した分類は統合する。

4. 「その他の消費支出」

「ハンドバッグ」「通学用かばん」「旅行用かばん」を統合し、小分類「かばん類」とする。

世帯票で調査している「要介護・要支援認定の状況」を用いた介護関係の政策利用需要があることから、「介護サービス」は「訪問介護・通所サービス等費用」と「介護機器等レンタル料」に分割する。

5. 受取と支払

「賞与」「臨時収入」を統合し、「臨時収入・賞与」とする。

「個人・企業年金保険金」は「個人年金保険金」と「企業年金保険金」に、「個人・企業年金保険料」は「個人年金保険料」と「企業年金保険料」にそれぞれ分割する。

なお、支払を先に表章し、その後に受取を表章する。